

OMIC Food Safety Newsletter No. 480 May 31, 2019

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産食品の違反情報

(2019年5月中旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
5/17	スウェーデン	ゴマ・のり風味のナゲットスナックからの未申告ゴマ及び甲殻類成分の検出	alert

★ 欧州委員会がトランス脂肪酸の規制を採択

トランス脂肪酸は不飽和脂肪酸の一種で、EUの規制では「トランス配置において、少なくとも一つの非共役炭素二重結合を有する脂肪酸」と定義されています。商業的に生産されているものもあり、生産技術によってトランス脂肪酸の含有量は異なります。また、乳製品またはウシ・ヒツジ・ヤギ由来の肉などの反すう動物由来の食品中にも天然に存在します。

2019年4月24日に欧州委員会が食品中のトランス脂肪に関する委員会規制(EU)2019/649を採択しました(規則(EC)No1925/2006のAnnex IIIのPartBが改訂されます)。具体的には下記のような改正がなされています。

- 動物脂肪に天然に存在するものを除き、消費者に提供される及び小売りされる食品に含まれるトランス脂肪は脂肪100gあたり2gを超えてはならない
- 企業間取引において、2%の上限を超えた場合には食品中に含まれるトランス脂肪酸の含有量を伝達する必要がある
- 移行期限は2021年4月1日

European Commission: https://ec.europa.eu/food/safety/labelling_nutrition/trans-fat-food_en

★ アメリカFDA事業者向けガイダンス: 遺伝子組換え植物由来あるいは由来でない食品の任意の表示

アメリカFDAは2019年3月に「遺伝子組換え植物由来あるいは由来でない食品の任意の表示」についての事業者向けガイダンスを改定しました。

当該ガイドラインは、食品ラベルそのものはもちろんのこと、インターネット等で提供される情報も対象となります。例えば”GMO free”、”GE free”、”non-GMO”等といった表現は、食品中に全く遺伝子組換え植物が含まれていないことを表すため、FDAは使用しないことを推奨しています(使用には非常に厳しい法的定義を満たす必要があります)。バイオエンジニアリング技術を利用しているかどうかをより正確に表現する文言としては、以下のようなものが推奨されています。

- “Not bioengineered.”
- “Not genetically modified through the use of modern biotechnology.”
- “This oil is made from soybeans that were not genetically engineered.”
- “Our corn growers do not plant bioengineered seeds.”

また、遺伝子組換え技術の適用がされない食品(食塩など)に「この食品には遺伝子組換え成分を一切使っていません」と表示することや、遺伝子組換え作物を含まないことにより、その食品をより安全で栄養価が高いというようなことを示唆する記述をすることは、虚偽または誤解を招く表示とみなされません。

FDA: <https://www.fda.gov/media/120958/download>

★ アメリカFDAガイダンス案: アルロース(ブシコース)の栄養成分表示

アメリカFDAは栄養成分表示上に甘味料アルロースを含む製品について、炭水化物、総糖質及び添加糖類の表示、また、アルロースのカロリー値の計算に関するFDAの現在の見解を示すガイダンス案を発表しました。アルロースは総炭水化物量には含めなければなりません。栄養成分表示上の総糖質及び添加糖類に含めるべきという要件に関しては法律執行上の自由裁量が認められ、カロリー計算においても、甘味料グラム当たり4kcalでなく0.4kcalを使用することができるという見解を示しています。

FDA: <https://www.fda.gov/media/123342/download>

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 481の発行は、6月14日とさせていただきます。